

答申第 120号

令和3年2月8日

兵庫県公安委員会

委員長 奥谷 勝彦 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中川 丈久

保有個人情報の不開示決定に係る審査請求に対する
決定について（答申）

令和2年11月6日付け兵公委第803号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る
標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定日の道路交通法違反による運転免許に関する文書

答 申

第 1 審議会の結論

兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が不開示とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯

1 保有個人情報の開示請求

令和 2 年 6 月 23 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する条例（平成 8 年兵庫県条例第 24 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定により、実施機関に対して、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和 2 年 7 月 7 日、実施機関は、本件開示請求に係る個人情報の不存在を理由として不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和 2 年 7 月 15 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として兵庫県公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象保有個人情報

本件審査請求の対象保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）は、次に掲げる保有個人情報である。

審査請求人が持つジュネーブ条約こと道路交通に関する条約を基礎としてフィリピン共和国が発給した国際運転免許証を兵庫県公安委員会が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 64 条として取り扱った時、私が持っていた免許証について示せ。平成■年■月■日の計画的犯行時。

5 諮問

令和2年11月6日、兵庫県公安委員会は、条例第42条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書において述べている本件審査請求の趣旨及び理由は、次のとおり要約される。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示せよ。

2 審査請求の理由

審査請求人はジュネーブ条約上有効な免許を持っていたが、平成■年■月■日の京都府■■■管轄でのバイク運転について、兵庫県公安委員会は道路交通法第64条として、審査請求人がバイク運転時に持っていた免許証を無免許としていることから、その根拠を開示せよ。

兵庫県公安委員会と実施機関（運転免許課執行管理係）は、隠蔽行為をしている。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件対象保有個人情報について

審査請求人が開示を求める本件対象保有個人情報は、審査請求人からの聴取内容等を踏まえ、「平成■年■月■日に京都府警察において無免許運転として検挙された際に審査請求人が保有していた国際運転免許証」に関する個人情報と解され、当該個人情報が記録される公文書として実施機関が保有又は取得する可能性のあるものは、審査請求人の運転免許に係る行政処分関係書類（違反報告書、違反等登録票その他行政処分手続きに関する書類をいう。）が想定される。

2 不存在により不開示とした理由について

交通違反に係る違反登録事務は、交通違反を検挙した都道府県警察が行うこととなっており、平成■年■月■日に京都府警察が検挙した審査請求人に係る交通違反（以下「本件交通違反」という。）に係る関係書類は、京都府警察で保存されるものである。

一方、審査請求人の住所地は兵庫県内であることから、運転免許の拒否、保留、取消し、若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分（以下「行政処分」という。）が行われる場合には、京都府公安委員会（京都府警察）から兵庫県公安委員会（兵庫県警察）へ処分事案の移送が行われ、実施機関は当該移送により行政処分関係書類を保有することとなるが、本件交通違反の際、審査請求人は国際運転免許に係る運転禁止処分期間中であり、行政処分の基準に該当しておらず、国際運転免許への更なる行政処分が行われなかったため、京都府警察において行政処分関係書類が保存され、兵庫県公安委員会（兵庫県警察）への処分事案の移送は行われなかった。このため、実施機関は、行政処分関係書類は保有していない。

よって、実施機関は本件対象保有個人情報保有していない。

3 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、兵庫県公安委員会と実施機関は、隠蔽行為をしている旨主張しているが、本件交通違反に基づく行政処分は、兵庫県公安委員会及び実施機関において一切行われておらず、審査請求内容自体に大きな誤認が認められる。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、実施機関は、これを保有していないとして不開示とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無

について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

本件対象保有個人情報の保有の有無について、実施機関は、第4の1及び2のとおり、本件対象保有個人情報として保有する可能性のあるものは、審査請求人の運転免許に係る行政処分関係書類であるが、本件交通違反の際、審査請求人は国際運転免許に係る運転禁止処分期間中であり、行政処分の基準に該当しておらず、国際運転免許への更なる行政処分が行われなかったため、京都府警察において本件交通違反に係る関係書類が保存され、兵庫県公安委員会（兵庫県警察）への処分事案の移送は行われなかったことから、実施機関はこれを保有していないと説明する。

これについて検討すると、道路交通法及び点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領等の規定に照らし、行政処分が行われない場合には兵庫県公安委員会（兵庫県警察）への処分事案の移送は行われないと認められることから、実施機関が審査請求人の運転免許に係る行政処分関係書類を保有していないという説明は首肯できる。

また、実施機関が、行政処分関係書類以外の本件対象保有個人情報を作成又は取得していることをうかがわせる特段の事情も認められない。

したがって、実施機関において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和2年11月6日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和2年12月21日 第1部会(第71回)	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
令和3年2月8日 第1部会(第72回)	・ 審議
令和3年2月8日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之

委 員 大 山 潤一郎

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿

委 員 西 片 和 代